

ななおで暮らす人を応援します！

住宅を取得する時・・・

七尾市定住促進住宅取得奨励金

金融機関から借り入れをして、1戸建て住宅を新築または購入する人に交付

【新築または新築住宅を購入】

最大30万円（借り入れ金額の3%）

【中古住宅を購入】

最大10万円（借り入れ金額の1%）

+

以下の要件に該当する人は上記金額に**加算**

- ①市内建築業者で新築するか新築住宅を購入 **最大20万円**
- ②市外から転入した人 **最大20万円**
- ③中学生以下の子と同居 1人につき**最大10万円**

※借り入れがなくても可

「向陽タウンはまだ」分譲宅地購入で新築 **200万円**
(中島町地内)

【担当課：都市建築課】
(0767)53-8429

七尾市まちなか居住再生事業

中心市街地（まちなか区域）で、前面道路が4m未満の市道である敷地で、道路中心線から3m以上後退（市に寄付または売却）することを前提に市内建築業者で施工する人に交付

【住宅建替え奨励金】 **最大150万円**

既存住宅の解体費の50%
建替えにかかる借入金額の10%

【共同住宅建設奨励金】

最大100万円 設計費の50%
1戸につき**限度額100万円** 建設費の10%

【住宅建設用地売買奨励金】

最大50万円 用地取得費の10%
最大50万円 売主が解体する場合解体費の50%

【担当課：都市建築課】
(0767)53-8429

移住定住促進 住宅取得補助金

県外から転入し、1戸建て住宅を新築、購入(購入に伴う改修を含む)した人に交付（※中古は「空き家バンク」登録物件に限る）

【補助金】**最大100万円**

新築・購入(購入に伴う改修を含む)費用の50%

【対象者】次のすべてを満たす人

- ①転入前10年以上石川県外に住んでいた
- ②転入後、3年を経過していない
- ③本人が契約者で、経費を負担している
- ④一時的な滞在ではない

【担当課：ふるさと振興課】
(0767)53-1134

併用可

万行地区土地区画整理事業 保留地取得奨励金

サントウン万行分譲宅地で1戸建て住宅を新築または購入する人・法人に交付

【助成金】**200万円**

【担当課：都市建築課】
(0767)53-8429

七尾産材使用住宅助成制度

石川県の「いしかわの木が見えるたてもの推進事業」に申請した人で、七尾産材を5㎡以上使用し、70㎡以上の木造住宅を新築または新築住宅を購入する人に交付

【助成金】**10万円**

【担当課：農林課】
(0767)53-8510

住宅を耐震改修する時・・・

既存木造住宅耐震改修事業

昭和56年5月31日以前に建築または工事着手した木造住宅について耐震改修をする人に交付

【簡易耐震診断】**無料**（現況図面がある場合）

5,000円（現況図面がない場合）

【耐震設計】**最大20万円**

【耐震改修】**最大130万円**

【担当課：都市建築課】
(0767)53-8429

賃貸住宅に入居する時・・・

七尾市賃貸住宅家賃助成金

市内の民間賃貸住宅（集合住宅や一戸建て住宅）に住む子育て世帯や新婚世帯の低額所得の人を対象に家賃の一部を助成

【子育て世帯】世帯主の子ども（中学生以下）と同居する世帯
【新婚世帯】夫婦のいずれかが初婚で婚姻してから3年までの世帯

+

【低額所得世帯】入居者の所得合計額が月額158,000円以下の世帯（小学生未満の子がいる場合は月額214,000円以内）

※その他の要件もあります。詳細についてはお問い合わせ下さい。

【助成金】**月額1万円**（家賃が1万円未満の時はその額）

【助成期間】交付開始月から72カ月以内（最長6年）

【担当課：都市建築課】
(0767)53-8429

移住定住促進 住宅家賃補助

県外から転入し、民間賃貸住宅（集合住宅や一戸建て）に入居した人に、家賃の一部を交付

【補助金】**最大 月額1万5千円**
（月額家賃の50%）

【補助期間】転入後3年以内

【対象者】次のすべてを満たす人

- ①転入前10年以上石川県外に住んでいた
- ②転入後、3年を経過していない
- ③本人が契約者で、家賃を支払っている
- ④一時的な滞在ではない

（※七尾市賃貸住宅家賃助成金との併用はできません。）

【担当課：ふるさと振興課】
(0767)53-1134

その他の住まいに関する助成・・・

勤労者信用保証料 補給金交付制度

労働組合に加入していない事業所で働く市内在住の人が、住宅を新築、増改築、購入するために、北陸労働金庫から融資を受ける場合に交付

【補給金】**保証料** 3年分

【担当課：産業振興課】
(0767)53-8565

住宅用太陽光発電 システム設置補助金

自ら居住する市内の住宅（新築含む）に太陽光発電システムを設置する人に交付

【補助金】**最大20万円**
発電量1kwあたり5万円

【担当課：環境課】
(0767)53-8421

下水道等排水設備工事費 補助金制度

①くみ取り式便所または単独浄化槽を使用している人が、供用開始後1年以内に下水道に接続する場合に、工事費が50万円を超える部分を補助

②合併処理浄化槽を使用している人が、供用開始後3年以内に下水道に接続した場合に、一律30万円の補助

【補助金】**最大30万円**

【担当課：上下水道課】
(0767)53-1972

勤労者小口資金 融資制度

市内に2年以上お住まいで、同一の事業所に1年以上働く人に、生活の維持・向上に必要な資金を融資

【限度額】**最大100万円**

【担当課：産業振興課】
(0767)53-8565

家庭用ごみ減量機器 設置補助金

家庭用ごみ減量機器（コンポスト、電気生ごみ処理機）を設置する個人に交付

【補助金】**最大3万円**
補助率50%

【担当課：環境課】
(0767)53-8421

水洗便所等改造資金 利子補給制度

供用開始後3年以内に下水道に接続する人が工事に必要な資金の融資を受ける場合に交付
（償還期間60ヶ月以内）

【補給金】**最大100万円**
利子の全額

【担当課：上下水道課】
(0767)53-1972